

〔指定管理者制度導入施設〕〔A調書〕

事業評価調書〔途中評価〕（令和5年度）

1. 施設の名称等

施設名称	長崎港福田マリーナ及び長崎出島ハーバー
所在地	長崎市福田本町

事業所管	土木部	港湾課
課(室)長名	松本 伸彦	

総合計画上の位置づけ	基本戦略	3-1	人口減少に対応できる持続可能な地域を創る
	施策	6	持続可能なインフラの整備及び利活用
	事業群	①	インフラの戦略的な維持管理、更新及び利活用の推進

2. 施設の概要

設置年月日	平成 5 年 6 月 16 日		
設置法令等	長崎県港湾管理条例（昭和51年3月19日）		
設置目的	(1)福田マリーナ 海洋性レクリエーションの普及及び県民に開かれたウォーターフロントの形成を図るための公共マリーナとして、また、豊かな自然空間を構成し、かつ県民の憩いと交流の場として活用を図る。 (2)出島ハーバー 都心部のビクター艇のアクセスの場及び県民が海洋レジャーを身近に体験する場とするとともに、豊かな賑わいの空間の創出を図る。		
利用対象者等	主な利用対象者：県民及び県外観光客 休業日 火曜日 開業時間 (1)福田マリーナ (2)出島ハーバー (4～9月) 9～18時 (10～3月) 9～17時		
施設内容	(1)福田マリーナ 浮桟橋4基、棧橋110m、ボートヤード及びディンギーヤード11,570㎡、船揚場45m、上下架施設1基、物揚場60m、マリーナ環境整備施設1,896.71㎡、修理工場268.92㎡、マリーナ用駐車場80区画、緑地（運動広場8,000㎡、多目的広場5,600㎡、公園12,400㎡、駐車場135区画及び臨港道路520m）及び管理事務所（県設置） (2)出島ハーバー 浮桟橋2基及び管理事務所（出島ワーフから借上げ）		
施設の利用料金体系	(1)福田マリーナ ①浮桟橋・棧橋※年間契約料金 艇長20～50ft 198,000～605,000円/年 ②浮桟橋・棧橋※ビクター料金 1,300～2,500円/4時間 24時間係留 2,500～5,000円/24時間 12,500～25,000円/1週間 45,000～90,000円/1ヶ月 121,000～248,000円/3ヶ月 198,000～430,000円/6ヶ月 ③陸上保管場（ヤード） 艇長20～50ft 上下架込 244,200～834,900円/年 上下架別 178,000～544,500円/年 ④船揚場（スロープ） 1,000円/回 ⑤上下架施設 艇長20～50ft 3,000～22,000円/往復（契約艇） 4,500～30,000円/往復（ビクター艇） ⑥船台 艇長20～50ft 2,000～8,000円/日 ⑦給水施設 500円/時間（契約艇は1時間無料） ⑧給電施設（契約艇は無料） 500円/時間 ⑨マリーナ環境整備施設（常時利用）月額：単価×使用面積㎡+消費税等 単価：月額1,360円/㎡ ⑩マリーナ環境整備施設（随時利用）月額：単価×使用面積㎡×使用日数÷30日+消費税 単価：月額1,360円/㎡ ⑪港湾施設用地（増築部分）月額：単価×使用面積㎡+消費税等 単価：月額150円/㎡ ⑫シャワー・風呂（契約艇は無料）1人につき 屋外 100円/回 屋内 200円/回 ⑬運動広場（公的、町内会の利用は無料） 3,000円/半日 5,000円/日 ⑭多目的広場（公的、町内会の利用は無料） 3,000円/半日 5,000円/日 ⑮施設内における業としての撮影行為 30,000円/回 (2)出島ハーバー ①係留施設（浮桟橋等） 1,300～2,500円/4時間 2,500～5,000円/24時間 12,500～25,000円/1週間 45,000～90,000円/1ヶ月 121,000～248,000円/3ヶ月 198,000～430,000円/6ヶ月 198,000～605,000円/年（20～50ft） ②登録カード作成料 1枚あたり 1,000円		
類似施設の設置状況	早岐港ハウステンボスマリーナ及びハウステンボスハーバー 利用隻数 マリーナ 217隻（R4） 指定管理者導入時期 平成23年4月1日 管理運営負担金 0千円（R4）		

区 分 (単位：千円)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (計画)
	国 庫				
財 源 その他 ()					
一般財源	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
事業費<A>	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
内 訳 管理運営負担金	12,416	12,383	12,366	12,366	12,366
その他 ()	5,584	5,617	5,634	5,634	5,634
人件費					
合計<C=A+B>	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
単位あたりコスト					

(説明) 「 」 = C ÷ ()

3. 指定管理者の概要

指定管理者の名称等	<<所在地>> 長崎市福田本町1892 <<名称>> 長崎サンセットマリナー株式会社 <<代表者氏名>> 代表取締役社長 吉井 健		
指定期間	平成 31 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日		
業 務	①施設(設備)の維持管理 ②施設の運営 ③施設の利用促進		
利用料金制	■ 導入済	未導入	選定方法 ■ 公募 非公募

4. 成果指標の達成状況及び管理運営に要した経費等の収支状況

成果指標の達成状況	実 績		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (計画)		
	単 位								
① マリナー利用隻数(年間保管)			(目標値の根拠) ①②施設の利活用の促進を図るため、年間の利用隻数を事業計画以上とする。 ③施設を安全な状態に維持する。					<令和5年度実施における変更点>	
② ハーバー利用隻数(年間保管)									
③ 施設内での管理瑕疵による事故発生件数									
①	a 目標値	隻	134	134	134	134	134		
	b 実績値	隻	139	130	138	139			
	c 達成率b/a	%	103	97	102	103			
②	a 目標値	隻	11	11	11	11	11		
	b 実績値	隻	12	11	11	11			
	c 達成率b/a	%	109	100	100	100			
③	a 目標値	件	0	0	0	0	0		
	b 実績値	件	0	0	0	0			
	c 達成率b/a	%	100	100	100	100			
指定管理者の収支状況	事業計画 (R4)		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (計画)		
	利用料金	68,648	76,911	73,446	74,435	76,187	68,648		
	県負担金	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000		
	その他	78,653	65,542	83,624	74,613	78,653	52,828		
	収入計a	86,648	160,453	175,070	167,048	172,840	139,476		
	支出b		157,868	164,480	155,756	160,721	139,476		
	うち人件費		42,888	41,276	42,876	43,000	38,967		
	収支a-b	86,648	2,585	10,590	11,292	12,119	0		
配置職員数(人)	常勤	10	8	9	9	9	9		
	非常勤	3	3	3	6	6	6		

5. 令和4年度事業の実施状況・実績の検証

	計 画	実 績
管理運営の状況	<p><指定管理者実施分></p> <p>①施設の維持管理に関する業務として、基本協定の内容であるところのエネルギー及び通信関係の受給契約、施設の維持補修及び修繕、警備、清掃、植生管理、設備の維持管理業務を事業計画に沿って適切に行う。</p> <p>②マリナーの運営に関する業務として、施設の利用許可、船艇の受入れ、船艇の保管、船艇の上下架、出帰港に関する業務、通信手段の確保、搜索要請、給水・給電・給油に関する業務、船艇の修理・点検・検査等に関する業務、駐車場の利用に関する業務などを適切に行う。</p> <p>③ハーバーの運営に関する業務として、施設の利用許可及び届出受理、施設の利用者対応、施設の利用規制、施設の利用調整、施設の防火管理などの業務を適切に行う。</p> <p>④施設の利用促進に関する業務として、広報活動、自主事業等を通して、施設の普及利用の向上に努める。</p> <p><県実施分></p> <p>①指定管理者について毎月の業務報告を通じて適切に指導、評価する。</p>	<p><指定管理者実施分></p> <p>①基本協定の内容であるところのエネルギー及び通信関係の受給契約、施設の維持補修及び修繕、警備、清掃、植生管理、設備の維持管理業務を事業計画に沿って適切に行われた。</p> <p>②マリナーの運営に関する業務は、計画どおり適切に行われた。</p> <p>③ハーバーに関する業務は、計画どおり適切に行われた。</p> <p>④施設利用促進に関する業務として、HPやブログによる情報発信、ヨット大会等イベント開催、長崎市消防局の訓練のために施設提供など、施設の普及利用の向上に努めている。</p> <p>また、グラウンドの利用も多く、地域のために開かれた施設としての役割も果たした。</p> <p><県実施分></p> <p>①毎月の業務報告を基に随時指導、評価を実施。</p>
	検 証	

○管理運営業務は、事業計画に沿って適切に実施された。

○マリナー施設はヨット大会等のイベントや消防局・海保の訓練への施設提供が行われ、また、併設するグラウンドはラグビーなどのクラブ練習や地域の行事にも利用されたりするなど、地域に開かれた施設としての役割を十分果たした。

収支計画・実績

収支の状況	収支計画・実績			増減理由・収支改善の取り組み等
	主な項目	計画	実績	
	(単位：千円)			
	<p><指定管理者実施分></p>			
	収入 a	139,476	172,840	
	利用料金	68,648	76,187	フィートが長い船舶の増。便益施設利用者増（バーベキュー）。
	県負担金	18,000	18,000	
	自主事業	52,828	75,639	修理・メンテナンス売上げ増。
	支出 b	139,476	160,721	
	人件費	38,516	43,000	役員交替による報酬等増。
	自主事業	52,828	75,639	修理・メンテナンス資材等仕入れの増。
	その他	0	3,014	
	収支 a-b	0	12,119	

検 証

○利用船舶数はほぼ昨年度と変わらないが、船舶の大きさが大きくなり、係船単価が上がったことから、利用料金収入が増えた。また、バーベキューで利用者が増えたことで、施設使用料が増えている。

○船舶の修繕を受注したことにより、自主事業収入が増えたが、修繕に伴う資材仕入れによって支出も増えている。

○役員の交替があり、報酬などの人件費が増となった。

指定管理者制度の導入効果を踏まえた施設の設置目的の達成状況の総合評価

A

(説明)

○指定管理者制度の導入によって、指定管理者が施設の維持補修、利用許可等の管理権限を主体的に発揮し、公共マリナー及びハーバーの効率的かつ効果的な管理が可能となった。

○マリナー・ハーバーの利用隻数(年間保管)はほぼ前年と変わらず、管理瑕疵による事故発生もなかったことから成果目標をほぼ達成できた。

○指定管理者において収支均衡を目指した取り組みが行われ、収支について黒字計上となった。

○維持管理の水準が概ね保たれ、利用者の安心・安全に寄与した。

6. 令和5年度事業の実施にあたり見直した内容

内 容

地域貢献の面で開放しているグラウンドの利用が増えてきつつあることから、利用の日時や時間の調整を行って、出来るだけ多くの方々に利用してもらえよう、効率的な施設運営を図っていくこととした。

7. 令和5年度事業の評価

※評価区分（a：行われている、b：一部行われていない、c：行われていない）

指定管理者の行う管理運営等に関する評価	視点		評価	判定理由
	・施設の設置目的にあった管理運営が行われているか。		a	利用者サービス向上や適切な管理に取り組み、利用料金収入等も増収となった。
	・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。		a	イベント時は施設を地域住民に広く開放、公平かつ平等な利用を確保している。
	・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。		a	公共マリナーとして、また、公共港湾施設として、利用者サービスの向上が図られている。
	・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。		a	施設の維持補修、修繕、警備、清掃、植生管理等について適切に行われている。
	・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。		a	利用料金のみならず、修理受注や船舶の売上げなど、収入確保に向けた取り組みが行われている。
	・経費節減に向けた取り組みが行われているか。		a	維持管理要求水準を確保しながら経費節減に努めている。
<p>（その他の観点） 併設するグラウンドのクラブチームなどへの利用頻度を高める努力も行い、地域貢献の取り組みとしての地域密着型の施設運営がなされている。</p>				
施設の在り方についての評価	視点		評価	理由
	必要性	・県民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか。	■ a. 薄れていない b. 一部薄れている c. 薄れている	公共マリナー及び公共ハーバーとして、一定のニーズがある。
		・事業を取りまく環境、経済情勢などの変化に適切しているか。	■ a. 適応している b. 一部適応していない c. 適応していない	適切な施設管理や各種イベントの開催によって、地域住民の憩いの場のみでなく、観光資源としても重要性を増している。
		・市町または民間に移管・移譲することが適当（可能）ではないか。	■ a. 適当（可能）でない b. 一部適当（可能）でない c. 適当（可能）である	広く県民や観光客に利用されており、また、民間企業への移譲等について検討の余地がある。
	効率性	・県の負担や業務量に見合った活動結果が得られているか。	■ a. 得られている b. 一部得られている c. 得られていない	指定管理者の自主事業等の経営努力によって、求められる維持管理の水準を保っている。
		・指定管理者制度以外で、同一の県負担や業務量でより大きな活動結果が得られる手法に代えられないか。	■ a. 代えられない b. 一部代えられない c. 代えられる	直営管理や管理委託では、現在のようなコストカット、適切な維持管理及びサービスの提供を実現できない。
	有効性	・指定管理者制度は、施設の設置目的の達成に十分寄与する手法となっているか。	■ a. なっている b. 一部なっていない c. なっていない	指定管理施設の運営収入による施設管理という仕組みは、地域貢献の面でも大変有効であり、当該指定管理者はヨットやプレジャーボートなどの舟艇の扱いに習熟しており、海洋レジャーの振興に大いに寄与している。
・事業効果をさらに上げる余地はないか。		■ a. 余地はない b. 一部余地がある c. 余地がある	マリナー事業、ハーバー事業及び自主事業とも堅調に推移している。	
<p>（その他の観点） ○海の駅防災拠点構想について 自然災害発生時における福田地区の拠点としての役割も期待されており、救援物資の集積拠点として、また国道202号が寸断された際の支援ルートとしての長崎港の出島地区と福田地区を結ぶルートが注目されている。</p>				

8. 令和6年度事業の実施に向けた方向性

区分	現状維持	■ 改善	移管	廃止
<p>（説明：令和6年度事業の実施に向けた方向性の理由・見直しの内容） ○指定管理者制度の導入によって、船体メンテナンス等利用者サービス向上のための取り組みと施設利用の促進が図られ、県の経費負担が抑制されるといった効果が得られている。 ○利用促進のため、入居テナント等とも連携し更なる施設の魅力アップを図る。（バーベキュー施設の提供） ○ハーバーに登録のあるオーナーに対し市の周年行事を案内する等、リピーターの獲得に繋げる。 ○ハーバー利用隻数の実績が例年ベースの11隻となり、施設の効率的な利用が図られている。 ○新型コロナウイルスの感染が依然として市中に蔓延している中、「三密」を避けられる海洋レジャーの人气が自主事業である艇の修理件数の増となって現れており、これら固定客を年間契約オーナーへと誘導することで、目標の達成を図っていく。 （上段に加え、成果指標達成状況が「未達成」であるのに現状維持の場合はその理由を以下に記載）</p>				